■電気便座: 1/2

9-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座

【判断の基準】

〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 効率を上回らないこと。

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素 相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
 - ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみのもの
 - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④ 専ら鉄道車両等において用いるためのもの
 - ⑤幼児用大便器において用いるためのもの
 - ⑥暖房用の便座のみを有するもの
 - 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比を示す数値をいう。
 - 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイク ルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン (令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
 - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 5 判断の基準については、令和6年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月24日閣議決定)の電気便座に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

■電気便座: 2/2

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区	分	基準エネルギー消費効率
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	貯湯式 (貯湯タンク有り)	172
	瞬間式(貯湯タンク無し)	87

- 備考) 1 「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。
 - 2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示第 288 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。